

徳島県「ラーケーションの日」実施の手引き

令和7年3月
徳島県教育委員会

1 「ラーケーションの日」とは

児童生徒が保護者等*とともに、平日に校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び・活動を自ら企画し実行する日。

- 保護者等の休暇に合わせて、年に3日まで取得することができる（取得は1日単位とし、連続して取得することもできる）。ただし、残った日を次年度に繰り越すことはできない。
- 校外での自主学習活動として位置づけ、登校しなくても欠席扱いとはしない。
- 学校行事等の日程に応じ、各学校で「取得できない日」を設定できる。

※保護者等…原則は保護者であるが、保護者が同意した大人（祖父母・成人した兄弟姉妹等）等を含む。

2 導入開始時期

令和7年4月

3 出席簿・指導要録上の取扱い

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日文部科学省）が示す「出席停止・忌引等の日数」における「教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認められた日数」として取り扱う。

【指導要録への記載例】

インフルエンザで4日、ラーケーションで2日、風邪で3日休んだ場合

授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならぬ日数	欠席日数	出席日数	備考
200	6	194	3	191	インフルエンザ4、ラーケーション2

4 実施の流れ

- (1) 各家庭で計画を立てる
どこで何を学ぶかなど、家族で一緒に考える。
- (2) 学校に届け出る
保護者等が、学校から指定された方法により事前に届け出る。
- (3) 「ラーケーションの日」の実施
家族で校外での体験や探究の学び・活動を実行する。
- (4) 活動の振り返りを行う
学んだことを今後の学校生活や日常生活にどのように活かしていくかについて、家族で話し合う。

5 導入に向けた準備

各学校で制度を運用するに当たり、必要となる事項について決定する。

(1) 「ラーケーションの日」の取扱いについて学則等の内部規程の整備を行う
(必要に応じて対応)

(2) 学校への届け出の方法を決定する

①提出期日について → (例) 原則1週間前
②提出方法について → (例) 欠席アプリ・連絡帳アプリ／電子メール／連絡帳や電話
③届け出内容(届出書)について → (例) 「学ぶ日」・「学ぶ場所」・「学ぶこと(目的・内容)」のほか 必要なこと

(3) 『ラーケーションの日』を取得することができない日(期間)を設定する

学校行事の日やテスト期間など、「ラーケーションの日」を取得することができない日(期間)を設けることも考えられる。

学校ごとに設定の要否も含めて検討する。

(4) 給食の取扱いを決定する(必要に応じて対応)

「ラーケーションの日」の取得により登校しない児童生徒については、可能な限り給食を止めることが望ましいことから、「『ラーケーションの日』取得日の●日前までに届け出をすれば、給食を止めることが可能」といった実情に応じたルールを設ける。

(5) 保護者等へ周知する

リーフレット(県教育委員会作成予定)を活用して、「ラーケーションの日」の趣旨をはじめ、届け出の流れや留意点、活動の例などを案内するとともに、実施する時期についても周知する。

6 補足事項

○ 「ラーケーションの日」の取得により受けられなかった授業内容は、原則、家庭で補う(リーフレットにも掲載)。